

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

| 事業番号 | 事業の内容 | 当該事業の事業比率 (%) |
|------|------------------|---------------|
| 公 3 | 開発・改良・製造技術向上対策事業 | 37.8% |

[1] 事業の概要について (注1)

動物用医薬品等の開発・改良及び製造技術の向上は、公衆衛生、動物の育成あるいは動物由来のタンパクの安全性を確保するため、安定的な生産の助長を図るため等に不可欠である。

一方、近年、口蹄疫や鳥及び馬インフルエンザのように野外発生により畜産農家や地域経済に甚大なる被害をもたらす疾病が発生している。また、社会の発展に伴い、新しいウイルスや細菌などの病原体も出現しており、動物用医薬品等の開発・改良の重要性は年々増している。

そのため、当協会は、広く国内の畜産現場における諸問題や国際的な疾病流行やその動向等を調査収集し、伴侶動物をはじめとする各種動物の健全な育成や福祉を助長するため、より安全で有効な動物医薬品等を開発・改良することを目指している。

さらに、動物用医薬品の供給者を会員に有する団体として、その専門性・知見等から政府や畜産関連団体が国民のために行う各種施策や要請の受け皿団体とし、国等と連携し、本事業を推進している。こうしたこともあり、事業の内容は変更されているが、平成15年の当協会が発足（動物用生物学的製剤協会と日本動物薬事協会が合併）以降補助・助成事業は継続されている。

(1) 動物用医薬品等開発事業

ア 抗菌性物質薬剤耐性菌評価整備事業（国庫補助事業）

- ・食品を介してヒトに薬剤耐性菌が伝搬する可能性が懸念されている中、家畜に抗菌性物質が使用された場合のヒトの健康に対するリスクを評価するために必要とされる情報の収集及び解析をする事業である。
- ・平成23年度は、食品安全委員会で評価するための資料として、飼料添加物と共通の抗菌剤としてのコリスチンを、本事業に中に組織化された学識経験者等からなる食品健康影響評価情報検討委員会で検討するとともに、取りまとめを行い農林水産省へ報告した。
- ・平成24年度は、サルファ剤、アミノ配糖体系薬剤、ペニシリン系薬剤のリスク評価を実施することが計画されている。

イ 防疫用ワクチン備蓄システム高度化推進事業（財団法人全国競馬・畜産振興会助成事業）

・馬及び鶏におけるインフルエンザはひとたび発生すると一般的にウイルスの伝播力が強いこと等もあり、当該動物を含む周辺地域の同一動物の移動の禁止、生産物の処分、流通の禁止等の制限を受け、関係者に長期的に甚大な損害を与えることが知られている。

・家畜伝染性疾病に係る防疫用ワクチンの備蓄及び保管システムの高度化を図るため、ワクチン原液（馬及び鳥インフルエンザワクチン株）の長期保存システムを確立する事業。（平成23年～25年度の3年）

<24年度事業計画の概要>

・学識経験者等からなる防疫用ワクチン備蓄システム高度化推進委員会（委員8名）を年2回開催し、事業計画の立案、試験用ワクチン株の選定、ワクチン保管条件及び原液の安定性試験法の作成及び防疫用ワクチンの長期保存の評価を行う。

・馬インフルエンザの新ワクチン株の試作製造原液を用い、ワクチン候補株の製造用株としての適性試験及び試作製造原液の保存安定性試験を実施し、その有用性を確認し、ワクチン株変更迅速化のための長期保存安定性に関する調査を行う。

・鳥インフルエンザワクチンの製造用原液を用い、原液の長期保存における品質、抗原性及び感染防御能への影響を試験し、原液の長期保存性能に関する調査を行う。

ウ 動物用不活化ワクチン保存剤緊急開発事業（財団法人全国競馬・畜産振興会助成事業）

・動物用不活化ワクチンは、安全性に優れ国家防疫上重要な製剤が多いとされている。しかし、それらの製剤には有効性及び経済的側面から水銀化合物のチメロサルが保存剤として多用されている。一方近年、国際連合をはじめとする国際的機関においては各種工業製品を含む水銀化合物の使用の低減化について環境保全、保健衛生面等から協議されている。そのため、家畜由来タンパク質を生産するために活用される動物用不活化ワクチンに含まれるチメロサルの使用量の縮減の他、代替する資材の開発・実用化について調査・研究をするための事業である。（平成24年～26年度の3年）

<24年度事業計画の概要>

・学識経験者等4名からなる動物用不活化ワクチン保存剤緊急開発調査委員会を開催し、事業の推進方法、達成目標等を検討、策定するため、年2回の委員会の開催が予定されている。

・国内外で製造・流通されている保存剤を含む不活化ワクチンの実態調査と保存剤に係る規制状況等の調査を行う。

・代表的な鶏用及び豚用不活化ワクチンについて代替保存剤等による試作不活化ワクチンを製造所社に委託し、安全性や有効性について調査・試験により検証する。

(2) 開発等促進対策事業

ア 開発・改良推進委員会開催事業

・動物用医薬品等の開発・改良及び製造技術の向上に係る問題又は提案について審議し、人と動物の共生の増進を通じて公衆衛生の向上、もって動物タンパクの安定的確保、動物愛護等に寄与することを目的とする委員会事業である。

・委員数：13名

・1年に1回開催

(*) 財源等・・・本事業は、国庫補助金や助成金の収入があるが全て賄いきれないことから会費を充当している。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分ができるように記載してください。